

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社グループ全体の最適化戦略、監督機能および当社グループのグローバルな経営戦略や成長のための資源配分など、グループ全体の企業価値向上のための諸施策を積極的に推進してまいります。

そのために当社は、企業理念、行動規範に基づく健全な企業風土を構築し、当社グループのコンプライアンスおよびリスク管理を柱とするコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化に取り組み、地域社会、株主の皆様、顧客および従業員など、全ての利害関係者から価値ある企業グループとして評価されるよう、健全で透明性の高いグループ経営を徹底してまいります。

当社の取締役会は8名の取締役で構成され、当社グループの経営方針、経営戦略およびグループ会社の経営指導・監督に関わる重要な意思決定を行います。取締役は取締役会のメンバーとして、他の取締役の職務を監視、監督するほか、自己の職務の執行状況について取締役会に定例的に報告します。また、取締役会の決定事項を的確かつ迅速に実践するため、経営戦略会議において十分な審議を行います。

当社は監査役制度を採用し、常勤監査役2名と社外監査役2名の計4名で監査役会を構成します。

監査役は別に定める監査役会規則および監査役監査基準に基づき、取締役会、経営戦略会議、執行役員会ならびに社内的重要会議に出席するとともに、会計監査人・内部監査部門と連携しつつ、監査の実効性の確保を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社やまびこ(自己名義分)	1,434,806	13.01
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	424,227	3.85
やまびこ従業員持株会	403,401	3.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	351,100	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイティインベストメント株式会社信託口)	348,828	3.16
株式会社横浜銀行	339,234	3.08
株式会社もみじ銀行	339,000	3.07
やまびこ取引先持株会	298,039	2.70
日本生命保険相互会社	290,331	2.63
株式会社三菱東京UFJ銀行	254,465	2.31

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人による四半期毎の監査実施に立会い、報告を受けるほか、期末においては監査意見形成にかかる事項の意見交換を十分に行い、総合的に監査報告書における監査結果を取りまとめております。
 当社の内部監査については、内部監査室が独立した立場から、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守および資産の保全に関して検討・評価活動を行っております。内部監査の結果については、代表取締役社長の承認を受けた後、取締役、常勤監査役および主な執行役員で構成する経営戦略会議に報告するとともに、該当部門に対して指導改善を実施しております。
 なお、監査役と内部監査役室との連携につきましては年4回業務連絡会を開催し、監査状況報告および情報交換を行っております。
 また、内部監査室と会計監査人との連携につきましては、年1回、監査役も同席のうえ内部統制状況報告会を開催し、三者間にて情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
田中 正人	税理士				○					
山下 哲夫	弁護士				○	○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

独立	当該社外監査役を選任している理由(独立)
----	----------------------

氏名	役員	適合項目に関する補足説明	役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
田中 正人	○	独立役員に指定しております。	税務及び会計関係において豊富な実務経験と高い見識を有している人物であるため。
山下 哲夫		—	法務関係において豊富な実務経験と高い見識を有している人物であるため。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬やストックオプション制度には、株価の動向や業績、税制などさまざまな問題が内包されていますので今後の課題としてまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成23年3月期における報酬額は以下のとおりです。
 取締役の報酬 取締役11名 218百万円
 監査役の報酬 監査役5名 37百万円 (うち社外監査役2名 3百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の業務の補助スタッフは選任しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会を定期的および必要に応じて開催し、経営の基本方針や重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務を監督してまいります。当社取締役、常勤監査役および各部門の業務執行責任者が兼務する執行役員で構成する経営戦略会議を機動的に開催し、重要な案件について十分な審議を行った上で取締役会に付議することにより、適正な意思決定の確保を図ってまいります。また、経営戦略会議は、取締役会が決議した事項の迅速な業務執行と管理のため具体的な方策を決定し、各執行部門に指示を行います。監査役は、取締役会のもとより、経営戦略会議およびその他の社内の重要な会議に出席し、取締役および使用人等から受領した報告内容の検証、会社の業務、財産の状況および内部統制の有効性に関する調査を実施し、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の行為の差し止めなど、必要な措置を適時に行い、報告してまいります。なお、平成23年3月期の会計監査業務を執行した監査法人は東陽監査法人です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役の選任は行っていませんが、取締役、常勤監査役および主な執行役員で構成する経営戦略会議を原則、週1回開催し、意思決定、業務執行について常に相互かつ詳細にチェックできる体制を採用し、経営監視の実効性を確保しております。一方で、それぞれの分野で充分な見識と豊富な経験を有する社外監査役2名による業務執行状況等の厳正な監査を継続的に受けており、社外からの経営監視も有効に機能する体制を整え、より経営の健全性、透明性の維持・強化を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成23年3月期の定時株主総会についての招集通知を6月10日に発送しております。法定期日の4日前の発送となっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>【ディスクロージャーポリシー】 株式会社やまびこ(以下「当社」という)は、全てのステークホルダーの皆様に対し、企業情報を適時・正確・公正かつ継続に発信することを基本方針としています。 当社は、決定事項、発生事実、決算に関する情報が発生した場合の重要情報の開示については、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に準拠した情報の開示に努めるほか、適時開示規則等には該当しないが、投資判断に有用であると判断した情報についても、タイムリーな情報開示に努めます。</p> <p>【沈黙期間】 当社は決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、各四半期決算および決算発表までの数週間を沈黙期間としています。 この期間は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控させていただきます。ただし、沈黙期間中に従来業績予想を大きく外れることが見込まれる場合には、開示規則に従い適宜公表いたします。</p>	
IR資料のホームページ掲載	IRページにおいて、決算情報ほか、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、株主宛報告書を掲載しております。 (http://www.yamabiko-corp.co.jp/ir/index.html)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、高い倫理観のもとに企業としての社会的責任を適切に遂行し、企業価値の最大化を目指すことを経営の基本方針とします。この基本方針のもと、当社は内部統制システムの整備・維持・向上を推進し、グループ全体にわたって業務の適正を確保するための体制整備を図ります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図るため、監査役設置型の経営管理体制のもと、各々の権限と責任を明確に果たします。

当社グループの取締役及び使用人は、企業理念に基づく「グループコンプライアンス規定」及びその関連規則に則り、実効性のあるコンプライアンス態勢の構築とその実践に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、「文書管理規定」及びその関連規則に基づき、経営管理及び業務執行に係る重要な文書・記録を適切に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が容易に閲覧できるよう体制を整備します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの円滑な経営の遂行を阻害するリスクを組織的・体系的に管理するため、「グループリスク管理規定」を制定し、これに基づいてグループ会社は、各事業部門において適切なリスク管理システムを構築します。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会を組織するなど、当社グループにおける的確なリスク管理を実践するとともに、緊急事態による発生被害を最小限に止める態勢を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会においては、経営方針や経営戦略上の重要な意思決定を行い、この決定に基づき取締役と主要な執行役員で構成する経営戦略会議を原則的に毎週開催して、業務執行の的確で迅速な決定を行い、専門分野ごとに選任した執行役員が各担当業務を執行します。

取締役は各執行役員の業務執行の状況について、四半期ごとに開催する執行役員会において総括及び今後の取組みの報告を受けるほか、重要案件については経営戦略会議において都度報告を受け、常に監督、監視します。

これらの経営組織は、取締役会規則、経営戦略会議規定、執行役員及び執行役員会規則に則り確実に運営し、所定の決裁基準に従い明確に決裁します。

取締役会の決議に基づく職務の執行は、組織及び業務分掌規定、職制及び職務権限規定及び関連規定に基づいて適切に運営します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、内部統制の基本方針を共有し、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための体制の整備に努めます。また、グループ会社については、「関係会社管理規定」及び諸規則により、その役割、権限及び責任を定め、グループ全体の業務の適正化・最適化に資するよう、業務を適切に執行します。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な整備、運用を図ります。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を選任します。選任された使用人への指揮命令権は監査役に委譲し、当該使用人の任命、異動、評価等の人事に関わる事項の決定は監査役の同意を得るものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会、執行役員会、経営戦略会議、及び社内的重要な会議を通じて、又は定期報告・重要書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査役に報告します。

また、監査役が事業に関する報告を求めた場合、または、監査役が当社及びグループ会社の業務、財産の状況を調査する場合は迅速かつ的確に対応します。

9. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及びグループ会社の代表取締役並びに取締役は、監査役と定期的に意見交換を行うとともに、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役の監査業務に積極的に協力します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況】

当社及びグループ会社は、「グループコンプライアンス規定」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を遮断します。また、警察、特殊暴力防止対策協議会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携し、情報収集の上、組織として反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨む態勢を整備します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

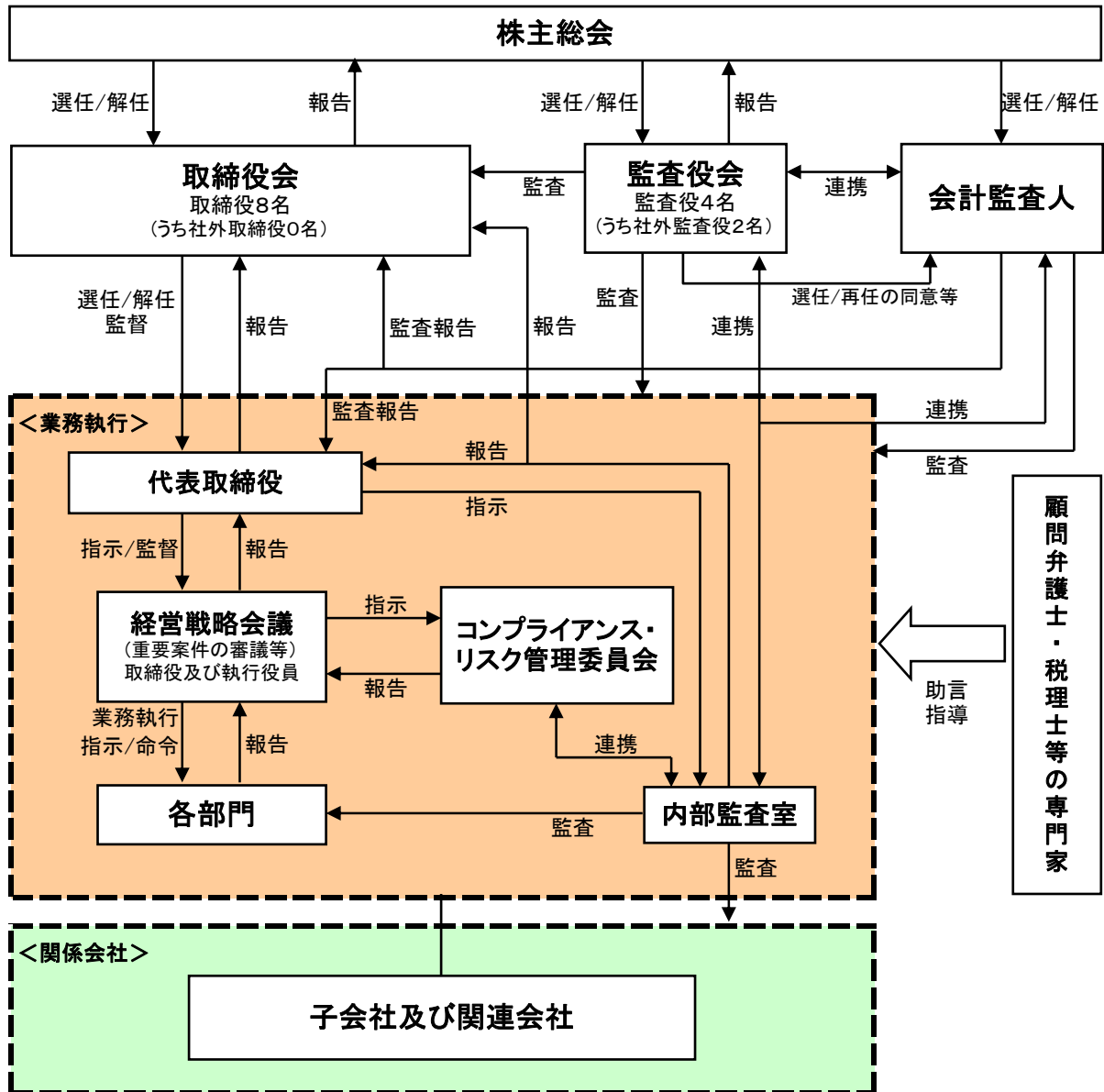
なし

該当項目に関する補足説明

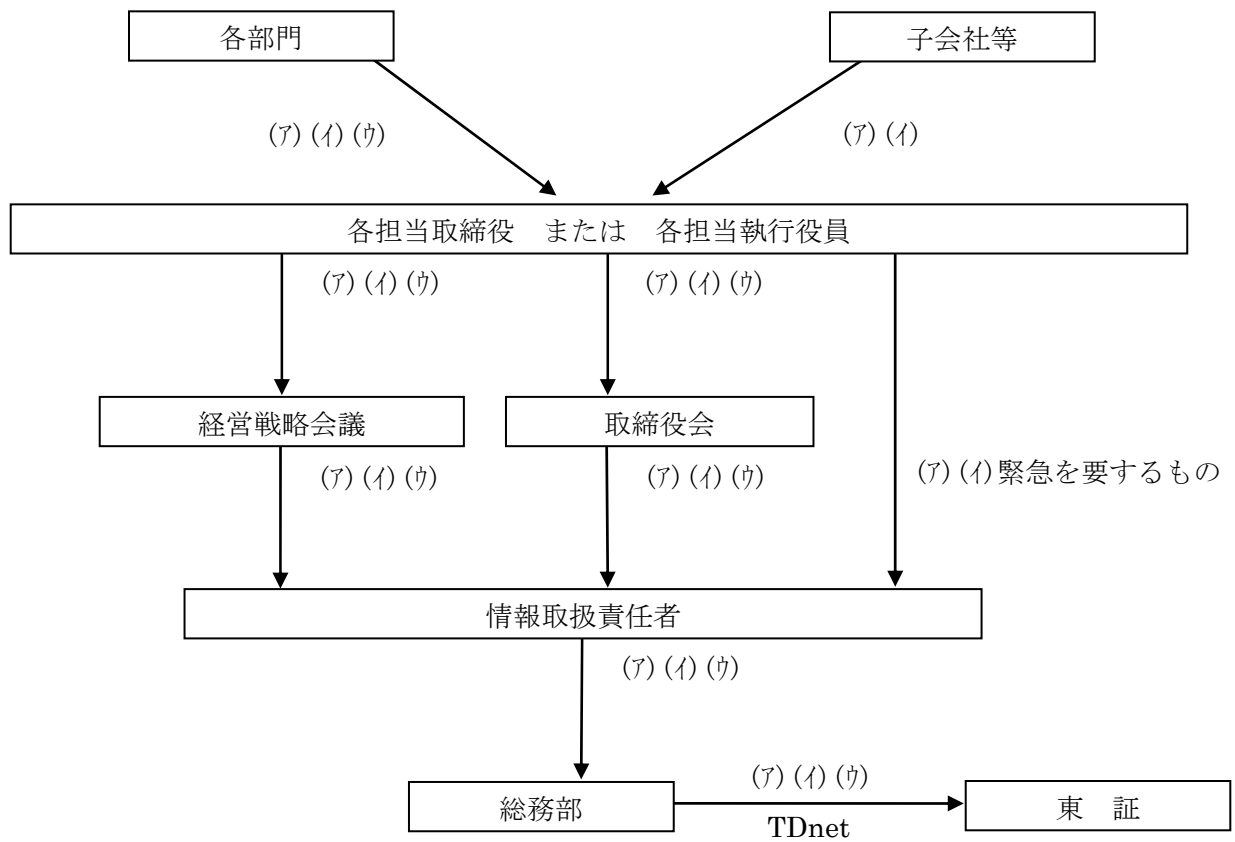
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. コーポレート・ガバナンス体制の概要について
当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の模式図は別添1の通りです。
2. 適時開示体制の概要
当社における適時開示体制の概要は別添2の通りです。

別添1. 株式会社やまびこ コーポレート・ガバナンス体制 模式図



別添2. 適時開示情報の公表体制



《表示記号》

- (ア) 決定事実に関する情報
- (イ) 発生事実に関する情報
- (ウ) 決算、業績予想に関する情報